

答申書
(答申第6—1号)

第1 審査会の結論

審査請求人が提起した次の公文書非公開決定処分、公文書部分公開決定処分及び自己情報部分開示決定処分についての審査請求は棄却されるべきである。

1	令和4年5月20日提起	令和4年5月9日付けの公文書非公開決定処分
2	令和4年6月16日提起	令和4年5月30日付けの公文書部分公開決定処分
3	令和4年7月4日提起	令和4年4月18日付けの公文書部分公開決定処分
4	令和4年7月11日提起	令和4年6月20日付けの自己情報部分開示決定処分
5	令和4年7月27日提起	令和4年5月30日付けの公文書部分公開決定処分
6	令和4年8月1日提起	令和4年7月11日付けの公文書非公開決定処分
7	令和4年8月16日提起	令和4年7月11日付けの公文書公開決定処分
8	令和4年8月25日提起	令和4年8月8日付けの公文書非公開決定処分
9	令和4年8月25日提起	令和4年8月8日付けの公文書非公開決定処分
10	令和4年8月25日提起	令和4年8月8日付けの公文書非公開決定処分
11	令和4年8月25日提起	令和4年8月8日付けの公文書非公開決定処分

第2 事案の概要

- 1 令和4年5月20日他に、審査請求人が津幡町長に対し公文書公開請求書及び自己情報開示等請求書を提出した。
- 2 令和4年5月9日他に、上記1の公開等請求につき、津幡町長が審査請求人に対し、公文書非公開決定通知書、公文書部分公開決定通知書及び自己情報部分開示決定通知書を通知した。
- 3 審査請求人は、上記2の決定につき、令和4年5月20日、令和4年6月16日、令和4年7月4日、令和4年7月11日、令和4年7月27日、令和4年8月1日、令和4年8月16日及び令和4年8月25日に、津幡町長に対し処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、公開決定に関する公開文書が請求内容に対して正しく公開されていない、または、文書不存在等の理由により非公開となった文書が作成、保管若しくは保存されていて然るべき文書で当然存在すべきであるとの主張であり、速やかな公開を求める、というものである。

2 処分庁の主張

令和4年5月9日付け公文書非公開決定について、請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。請求人の請求する文書は廃棄済みのため、物理的不存在である。

令和4年5月30日付け公文書部分公開決定について、津幡町組織規則を公開したが、その他請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年4月18日付け公文書部分公開決定について、町長・町幹部等へ配布された会議資料等（一組）は、区長会が作成した資料であり、收受供覧を行っておらず、津幡町情報公開条例第2条に規定する公文書に該当しないため、法的不存在である。その他、公開しないと決定した文書は作成しておらず、審査請求人の求める文書は物理的不存在である。

令和4年6月20日付けの自己情報開示決定について、請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。請求人の請求する文書は廃棄済みのため、物理的不存在である。

令和4年5月30日付け公文書部分公開決定について、津幡町組織規則を公開したが、その他請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年7月11日付け公文書非公開決定について、請求文書は委託契約に関する文書であり、契約等に関する文書の保存年限は10年と定められている。請求人の請求する文書は廃棄済みのため、物理的不存在である。

令和4年7月11日付け公文書部分公開決定について、町が作成した文書を公開したが、その他請求人が求める請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年8月8日付け公文書非公開決定について、請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年8月8日付け公文書非公開決定について、請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年8月8日付け公文書非公開決定について、請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

令和4年8月8日付け公文書非公開決定について、請求内容に相当する文書等は作成されていないため、物理的不存在である。

第4 調査審議の経過

令和4年6月15日	諮問の受付
令和4年6月24日	諮問の受付
令和4年7月8日	諮問の受付
令和4年7月12日	諮問の受付
令和4年7月27日	諮問の受付
令和4年8月3日	諮問の受付

令和４年８月２５日	諮問の受付
令和４年８月２６日	諮問の受付
令和６年６月２８日	審議

第５ 審査会判断の理由

令和４年５月９日付け津総発第１１１号公文書非公開決定については、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められない。

令和４年５月３０日付け津総発第１９６号公文書部分公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年４月１８日付け津総発第５８号公文書部分公開決定については、請求人の請求する文書は、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではなく、また、町長や町出席者等へ配布された会議資料等は、津幡町情報公開条例第２条第２号に定める「公文書」に該当せず、非公開とするのが相当であると考えられる。

令和４年６月２０日付け津総発第２６８号自己情報部分開示決定については、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められない。

令和４年５月３０日付け津総発第１９６号公文書部分公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年７月１１日付け津総発第３３７号公文書非公開決定については、津幡町文書管理規程に基づく保存年限経過による廃棄済であることに特段の不適切は認められない。

令和４年７月１１日付け津総発第３３８号公文書公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年８月８日付け津総発第３９９号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年８月８日付け津総発第４００号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年８月８日付け津総発第４０１号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

令和４年８月８日付け津総発第４０２号公文書非公開決定については、請求人の請求する文書は作成されておらず、業務遂行上、必要不可欠であるとまでは考えられないため、文書が存在しなくても不合理ではない。

第6 結論

以上のことから、津幡町情報公開条例第2条に定める「公文書」に当たらないとしたものは法的不存在であり、その余については物理的不存在であることから、本件審査請求には理由がないため、請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとは言えず、棄却されるべきである。

令和6年7月29日

津幡町行政不服審査会

会長	中村 寛二
職務代理者	横見 健太
委員	潟端 良子
委員	山本 悦子
委員	松村 紀子